

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

40 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

評価の着眼点

標準的な実施方法が適切に文書化されている。

標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。

標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。

標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。

(保育所)

標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、保育所における保育の標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいて保育が適切に実施されていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○保育所における保育の提供は、子ども一人ひとりの発達や状況等に応じて柔軟に行われるべきものであり、いわば標準化できる内容と個別的に提供すべき内容の組合せです。

○標準化とは、画一化とは異なり、保育を提供する職員誰もが必ず行わなくてはならない基本となる部分を共通化することであり、個別的な保育の提供と相補的な関係にあるものといえます。すべての子どもに対する画一的な保育の実施を目的としたマニュアル化を求めるものではありません。

○標準化とは、各保育所における子ども一人ひとりの発達や状況等を踏まえた標準的な実施方法等を定め、職員の違い等による保育の水準や内容の差異を極力なくし一定の水準、内容を常に実現することを目指すものです。標準的な実施方法を定め、一定の水準、内容を保ったうえで、それぞれの子どもの個別性に着目した対応を行うことが必要です。

○標準的な実施方法は、文書化され、職員が十分に理解していることが不可欠です。標準的な実施方法には、基本的な保育・支援に関するものだけでなく、保育の実施時の留意点や子ども・保護者のプライバシーへの配慮、設備等の保育所の環境に応じた業務手順等も含まれ、保育全般にわたって定められていることが求められます。

○また、標準的な実施方法に基づいて実施されていることを保育所として確認するための仕組みを整備し、標準的な実施方法にそぐわない保育が提供されている場合の対応方法についても定めておくことが必要です。

(3) 評価の留意点

○標準的な実施方法については、文書化されていること、また、これにもとづいた保育の提供状況について確認します。具体的には、標準的な実施方法（文書）の活用状況と職員の理解を図るための取組や工夫、指導計画との関係性、標準的な実施方法にそった保育の提供がなされているか確認する仕組みの有無等により、総合的に評価します。

○標準的な実施方法を記載した文書は、職員がいつでも閲覧でき、日常的に活用している状態にあるか確認します。

○評価方法は、訪問調査において書面を確認するとともに、関係職員への聴取等によって確認します。

(保育所)

○標準的な実施方法を文書化したものとは、各保育所で作成した保育の手引書、手順書、マニュアル等で、保育所により名称が異なります。「(2) 趣旨・解説」に記載の通り、保育の一定の水準、内容を常に実現することを目指すために保育の実施方法を明文化したものです。

41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

評価の着眼点

- 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
- 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
- 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、標準的な実施方法について、定期的に現状を検証し、必要な見直しを組織的に行うための仕組みが定められているか、その仕組みのもとに見直しが行われているかどうかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○標準的な実施方法については、子どもが必要とする保育内容の変化や新たな知識・技術等の導入を踏まえ、定期的に現状を検証し、必要な見直しを行うことが必要です。また、検証や見直しについては、保育所として方法や仕組みを定め、これのもとに継続的に実施されること、保育の質の向上にとって必要です。

○標準的な実施方法の見直しは、職員や保護者等からの意見や提案にもとづき、また、指導計画の状況を踏まえ行われなければなりません。

○標準的な実施方法を定期的に見直すことは、保育の質に関する職員の共通意識を育てるとともに、PDCA のサイクルによって、質に関する検討が保育所として継続的に行われているという意味をあわせ持っています。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において、標準的な実施方法（文書）の改訂記録や検討会議の記録等、書面をもって確認します。